

## 1年単位の变形労働時間制に関する協定

株式会社 ○○○○と同社従業員代表 ○○一郎とは、1年単位の变形労働時間制に関し次のとおり協定する。

### 記

第 1 条 所定労働時間は、1年単位の变形労働時間制によるものとし、1年を平均して週40時間を超えないものとする。

1日の所定労働時間、始業、終業の時刻、休憩時間は次のとおりとする。

一 後記二以外の期間

所定労働時間＝1日 8時間00分

始業 8時45分 終業 17時45分

休憩 12時00分～13時00分、15時00分～15時15分

二 特定期間

所定労働時間＝1日

始業 終業

休憩

(起算日)

第 2 条 対象期間の起算日は平成22年1月1日とする。

(休日)

第 3 条 休日は別添年間カレンダーのとおりとする。

(対象となる従業員の範囲)

第 4 条 本協定による变形労働時間制は、次のいずれかに該当する従業員を除き、全従業員に適用する。

一 18歳未満の年少者

二 妊娠中または産後1年を経過しない女性従業員のうち、本制度の適用免除を申し出た者

三 育児や介護を行なう従業員、職業訓練または教育を受ける従業員その他特別の配慮を要する従業員に該当する者のうち、本制度の適用免除を申し出た者

(時間外労働)

第 5 条 所定労働時間を超えて労働させた場合は、会社は時間外労働として賃金規定の定めるところにより時間外手当を支払うものとする。ただし、次の各号に定める者については、その使

一 年度の中で入社した者

二 年度の中で退社又は入社することが明らかな者

三 配置転換などにより、年度の中で他の事業場から異動してきた者

(有効期間)

第 6 条 本協定の有効期限は起算日から1年間とする。

平成 年 月 日

株式会社 ○○○○ 代表取締役 ○○太郎 ㊟

株式会社 ○○○○ 従業員代表 ○○一郎 ㊟